

福祉バスの運用が変わります



変更1 申請書の提出期限（令和8年6月利用分から）

変更前 利用日の 2週間前まで

変更後 利用日の 1か月前の1日又は15日まで

利用予定日	提出期限	例
1日から15日まで	1か月前の月の初日	利用日 6/10→5/1 までに提出
16日から月末まで	1か月前の月の15日	利用日 6/16→5/15 までに提出

（土・日・祝日の場合は、直前の開庁日）

- ➡これまで常勤の運転手を配置していましたが、令和8年6月から利用日に運転手を配置します。運転手による運行ルート等を確認する時間を確保するため、申請書の提出期限を早めます。
- ➡申請書に、次の項目が必要となりますので、ご協力ください。
 - ・出発場所からすべての目的地までの距離と合計走行距離
 - ・駐車場の場所がわかる地図等
 - ・高速道路を利用する場合は、高速道路ルート（インターネット情報添付可）

変更2 運行台数の変更（令和9年4月1日から）

福祉28号（車椅子用リフト付）は、購入から20年が経過しました。新車両の購入は困難であり、安心安全な運行を確保するため、福祉28号を廃止し、福祉27号1台の運行とします。

問合せ先 犬山市役所 福祉課（庶務担当）

電話：0568-44-0320 FAX：0568-44-0366 メール：030100@city.inuyama.lg.jp

※令和8年4月1日から、福祉課は市役所2階へ移動します。